

## 様式 2

# 建設業法・雇用改善法等に 基づく届出書（変更届） （再下請負通知書）

（様式 2-1） 施行体制台帳

# 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）

（次） （再下請負通知書様式）

直近上位の  
注文者名 \_\_\_\_\_

現場代理人名 \_\_\_\_\_ 【報告下請業者】  
（所長名） \_\_\_\_\_ 殿 住所 \_\_\_\_\_  
（次） 〒 \_\_\_\_\_

元請名称 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
会社名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ ㊞

## 《自社に関する事項》

工事名称及び 工事内容			
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	注文者との 契約日	平成 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	平成 年 月 日

監督員名	
権限及び 意見申出方法	
現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

- （記入要領）
- 報告する下請負協力は直近上位の注文者に提出すること。
  - 再下請負契約がある場合は＜再下請負契約関係＞欄（当用紙の右部分）を記入すると共に、次の契約書類（契約金額は抹消）の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は、＜再下請負契約関係＞欄をコピーして使用する。  
①契約書、注文書・請求書等 ②下請基本契約書
  - 一次下請負協力は、二次下請以下の協力会社から提出された書類と共に、（様式3-1）の「協力会社編成表」を作成の上、元請に届出ること。
  - この届出事項に変更があった場合は、直ちに再提出すること。

（次下請）

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 _____ (TEL _____)		
工事名称及び 工事内容		下請契約金額	
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	平成 年 月 日

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

※〔主任技術者、専門技術者の記載要領〕

- 主任技術者の配属状況について、「専任・非専任」のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）  
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- ① 軽微な建設工事のみを請負う場合を除き、建設工事を請負う場合には、元請、一次下請、二次下請を問わず全ての建設業の業種ごとに行政庁の許可が必要です。（建設業法第3条）  
② 軽微な工事とは、次の工事ですが、たとえ軽微な工事だけを請負う場合でも建設業の許可を得ることは可能です。  
1) 工事は1件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事  
2) 延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事  
3) 建築一式工事以外の建設工事にあっては、500万円に満たない工事

4. 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する）

- ① 経験年数による場合
  - 1) 大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
  - 2) 高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
  - 3) その他 10年以上の実務経験
- ② 資格等による場合
  - 1) 建設業法「技術検定」  
（1・2級建築施工管理技師・1・2級土木施工管理技師等）
  - 2) 建築士法「建築士試験」 （1・2級建築士等）
  - 3) 技術士法「技術士試験」 （建設・農業土木・電気等）
  - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」 （1・2種電気工事士）
  - 5) 電気事業法「電気主任技術者試験等」  
（1・2・3種電気主任技術者）
  - 6) 消防法「消防設備士試験」 （甲・乙種消防設備士）
  - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」  
（建築大工・左官・とび・配管等）

# 施工体制台帳

〔会社名〕 \_\_\_\_\_

〔事業所名〕 \_\_\_\_\_

建設業 許 可	許 可 業 種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	平成 年 月 日
建設業 許 可	許 可 業 種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	平成 年 月 日

工事名称 及び 工事内容			
発注者名 及び 住所	〒 _____		
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元 請 契 約		
	下 請 契 約	( 次 )	

発注者の 監督員名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	契 約 書 第 9 条 第 2 項 に 関 する 権 限 意 見 申 出 方 法 = 書 面
--------------	--	------------------------	---

監督員名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	下 請 契 約 約 款 第 1 1 条 に 関 する 権 限 意 見 申 出 方 法 = 書 面
現 場 代 理 人 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	契 約 書 第 1 0 条 第 2 項 に 関 する 権 限 意 見 申 出 方 法 = 書 面
監 理 ・ 主 任 技 術 者 名	専 任 非 専 任	資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
資 格 内 容		資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容		担 当 工 事 内 容	

- (記入要領) 1. 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
2. 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
3. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- (注意事項) 1. 施工体制台帳には、全ての下請契約について、契約金額を明らかにするため、契約書、注文書などを必ず添付すること。
2. 施工体制台帳は、建設業法施行規則第14条の2に規定する記載事項を満たすものであれば、様式は問わない。
3. 監理技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。
- ①資格を証するものの写し ②自社従業員である証明書類の写し(従業員証、健康保険証など)

( 次下請)  
《 下請負人に関する事項 》

会 社 名		代 表 者 名	
住 所	〒 _____		
電 話 番 号	(TEL _____)		
工 事 名 称 及 び 工 事 内 容		下 請 契 約 金 額	
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契 約 日	平成 年 月 日

建設業 許 可	許 可 業 種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	平成 年 月 日
建設業 許 可	許 可 業 種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	平成 年 月 日

現 場 代 理 人 名	
権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	下 請 契 約 約 款 第 1 1 条 に 関 する 権 限 意 見 申 出 方 法 = 書 面
※ 主 任 技 術 者 名	専 任 非 専 任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※ 専 門 技 術 者 名	
資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容	

- ※〔主任技術者、専門技術者の記載要領〕
- 主任技術者の配属状況について、「専任・非専任」のいずれかに○印を付すこと。
  - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)  
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
  - ① 軽微な建設工事のみを請負う場合を除き、建設工事を請負う場合には、元請、一次下請、二次下請を問わず全ての建設業の業種ごとに行政庁の許可が必要です。(建設業法第3条)
  - ② 軽微な工事とは、次の工事ですが、たとえ軽微な工事だけを請負う場合でも建設業の許可を得ることは可能です。
    - 1) 工事は1件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事
    - 2) 延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事
    - 3) 建築一式工事以外の建設工事にあっては、500万円に満たない工事
  - 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
    - ① 経験年数による場合
      - 1) 大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
      - 2) 高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
      - 3) その他 10年以上の実務経験
    - ② 資格等による場合
      - 1) 建設業法「技術検定」  
(1・2級建築施工管理技師・1・2級土木施工管理技師等)
      - 2) 建築士法「建築士試験」 (1・2級建築士等)
      - 3) 技術士法「技術士試験」 (建設・農業土木・電気等)
      - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」 (1・2種電気工事士)
      - 5) 電気事業法「電気主任技術者試験等」  
(1・2・3種電気主任技術者)
      - 6) 消防法「消防設備士試験」 (甲・乙種消防設備士)
      - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」  
(建築大工・左官・とび・配管等)